HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	我が国における企業不正事例(6)
Author(s)	吉見, 宏
Citation	經濟學研究, 46(3), 146-160
Issue Date	1996-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32038
Type	departmental bulletin paper
File Information	46(3)_P146-160.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

経済学研究 46-3
北海道大学 1996.12

＜研究ノート＞

我が国における企業不正事例（6）

吉見　宏

前号までの目次

1．はじめに――企業不正事例研究の意義
2．事例　大光相互銀行
3．事例　ＫＤＤ
(以上　本誌第45巻第2号)
4．事例　興人
5．事例　不二サッシ工業・販売
(以上　本誌第45巻第3号)
6．事例　リッカー
7．事例　平和相互銀行
(以上　本誌第45巻第4号)
8．事例　日東あられ
9．事例　イトマン
(以上　本誌第46巻第1号)
10．事例　日本コッパース
11．事例　マクロス
(以上　本誌第46巻第2号)

12．事例　アイペック

12．1　事例の概要

株式会社アイペックは，教育関連出版会社であり，株式店頭登録会社である。本事例は，同社の倒産，粉飾経理事例である。同社は昭和58年に社長であるＯ氏によって設立された。当初，語学関連の教育事業を始めたが，その後専門学校や不動産事業などへの多角化をすすめ，設立からわずか7年で店頭登録を果たして株式を公開した。

事業は基本的に順調であるように思われたが，平成4年9月24日，同日期限の手形決済ができなくなり，本社を閉鎖したことが報じられ，同時に7月以降，銀行が新規融資を停止していたことも報じられる[1)]。それまで同社の経営悪化の兆候を示す報道はなく，この短い報道はいかにも唐突であった。この手形は不渡りとはならなかったものの，25日には不渡手形を出し，同時に多額の簿外債務を抱えていたこと，このため粉飾決算の可能性があり，しかもそれが店頭公開以前から行われていた可能性があることが報じられる[2)]。さらに28日には2回目の不渡手形を出して銀行取引が停止された[3)]。この段階で負債額は約100億円と報じられる。

10月12日には，アイペックが東京地方裁判所に自己破産の申請をなし，この時点での発表で負債額は約170億円に膨らんだが，これはすでにその存在を伝えられていた簿外債務約80億円を同社が認めたことによる[4)]。同月15日に，東京地裁は同社に破産宣告を出し，ここで負債額は約146億円，簿外債務は約87億円とされた[5)]。

12月4日には，警視庁がアイペックの強制捜査を行った。これは，形式上はアイペックに対する取引先企業からの詐欺の訴えに応じた家宅捜索である。この際にも，暴力団関係者への手形振り出しを含む簿外債務の問題では証券取引

1）『日本経済新聞』平成4年9月24日夕刊。
2）『日本経済新聞』平成4年9月26日朝刊。すでに営業を停止していたためであろうが，この時点ですでに事実上の倒産と報じられている。
3）『日本経済新聞』平成4年9月29日朝刊。
4）『日本経済新聞』平成4年10月12日夕刊。
5）『日経産業新聞』平成4年10月22日。

法違反の可能性も示唆されており[6]，証券取引等監視委員会はO社長からの任意での事情聴取を始める。また，平成5年2月24日に開かれた債権者集会では，この簿外債務が122億円に上ることが管財人から報告された[7]。

しかし，その後再び強制捜査ないし調査が行われるのはこの年の終わりになってからのことである。すなわち，12月14日になって，証券取引等監視委員会は，証券取引法違反（粉飾決算による有価証券報告書虚偽記載）の疑いでアイペックの家宅捜索を行った[8]。この時点で，アイペックの事例が店頭公開企業初の粉飾決算事件として大きく扱われることになる。委員会の調査はその後も続けられ，平成6年5月17日に証券取引法違反により，同委員会はアイペックとO元社長，およびKg元常務を東京地方検察庁に告発した[9]。粉飾額は平成4年3月期までで42億5,000万円とされた。これは同期分の有価証券報告書の虚偽記載にかかるものである。なお店頭登録の際に提出された有価証券届出書の虚偽記載については，時効のため告発対象となっていない[10]。またこの時点で商法違反（粉飾決算による違法配当）の疑いも報道され，同月23日にはKg元常務ら3名が同容疑で逮捕された[11]。O元社長は病気入院中のため逮捕されなかったが，東京地検により病院での取り調べが行われ[12]，6月11日にはO元社長とKg元常務が警視庁により商法違反容疑で送検[13]，13日には商法違反とともに証券取引法違反もあわせて，両者が起訴された。結局，この時点で認定された粉飾額は44億2,000万円となった[14]。同年11月28日には初公判が開かれ，架空売り上げの計上については，O元社長も認める陳述を行っている[15]。

12．2　報道の論点

報道は，アイペックに対する強制捜査ないし調査の進展時に集中している。

そこでの論点の第一は，アイペックが店頭登録会社であったことに関連している。店頭登録市場は，将来有望とされる企業の資金調達源であり，ベンチャー企業への関心の高まりもあいまって当時注目されていたところであった。アイペックは，創業から短期間で店頭登録を果たした企業であり，まさにかかる関心に符合する企業といえたが，そのアイペックが唐突に倒産したという事実に注目が集まっている。このことから，店頭登録制度への疑問，具体的にはその登録審査が甘いのではないかと疑問視され，幹事証券会社，日本証券業協会に対する批判がなされている。いわば，本事例の責任の所在が追求されたわけであるが，これに対して，日本証券業協会は，アイペックは公認会計士監査を通っており，それを受けての審査であったことをしばしば指摘し，あるいは証券会社段階でチェックされるべきとして，同協会自身が登録審査に責任を持つことは不可能とした[16]。対して，証券会社も公認会計士監査重視の指摘をしている。責任を転嫁された形の監査法人は，後述のように監査に問題がなかったことを主張した。このため，責任の所在に関しては，これらの三者がそれぞれ責任を回避しあうような状況が生まれた[17]。

このような中で，本事例では，会計監査が従来になく大きな報道の論点となっている。証券取引法監査を行った監査法人に対する疑問，批

6）『日本経済新聞』平成4年12月4日夕刊。
7）『日本経済新聞』平成5年2月25日朝刊。
8）『日本経済新聞』平成5年12月14日夕刊。
9）『日本経済新聞』平成6年5月18日朝刊。
10）『北海道新聞』平成6年5月18日朝刊。
11）『日本経済新聞』平成6年5月24日朝刊。
12）『日本経済新聞』平成6年5月31日朝刊。
13）『日本経済新聞』平成6年6月12日朝刊。
14）『日本経済新聞』平成6年6月14日朝刊。
15）『日本経済新聞』平成6年11月29日朝刊。
16）「店頭企業NOW」『日本経済新聞』平成4年11月18日朝刊。
17）『朝日新聞』平成4年10月10日朝刊，「アイペック倒産検証転落の構図（上）」『日本経済新聞』平成4年10月14日朝刊，『日本経済新聞』平成4年11月18日朝刊，『日経金融新聞』平成4年11月18日，『日本経済新聞』平成4年11月19日朝刊，『日経金融新聞』平成5年6月25日。

判はかなりの量にのぼり，また監査役に元検事総長をはじめとする検事，国税からの大物退官者を迎えていたこともあり，監査役と監査役監査に対する批判も多かった[18]。この点については次節で改めて検討することにする。

本来，本事例に関して最大の責任があるアイペックの経営と経営陣に対しては，過去の同種の事例と同じく経営陣の独善，具体的にはO社長のワンマン経営批判があるほか，本事例については巨額の簿外の資金調達にからむ暴力団との関係が注目されている[19]。

12．3　監査および監査人との関連

アイペックは店頭登録した株式会社であり，証券取引法に基づく公認会計士監査および，商法に基づく監査役監査の対象企業である。

本事例の特殊性は，店頭登録にあたって提出された財務諸表がそもそも粉飾されていたということにある。すなわち，店頭登録のために粉飾した財務諸表が使われ，店頭登録後も粉飾が継続され，そしてまもなく倒産したということである。投資家保護という観点からは，店頭市場といえどもかかる企業の株式が一般に流通することはあってはならないことはいうまでもない。当然ながら，それを防ぐ手だてがあるものと一般には考えられようが，あったとしてもそれがまったく働かなかったことになる。

この点について，まず店頭登録にあたって審査を行う日本証券業協会の審査に疑問が向けられたが，前節でも言及したごとく，協会は財務諸表が公認会計士による監査を通っており，登録審査書類に会計士や監査役の捺印があれば登録を承認すること，チェックは証券会社段階でなされるべきで，これらに問題がなければ協会としては機械的に審査を行うだけとした[20]。これに対し，登録時の主幹事の大和証券は必要な審査はおこなったとし[21]，他の証券会社関係者からも，公認会計士による監査を通った財務諸表の存在を重視する指摘がなされる中で[22]，公認会計士監査へ疑問が集中することとなったのである[23]。

アイペックの粉飾内容は，手形を利用した簿外債務が中心である。しかし，巨額の簿外債務が形成されるに至るには，様々な方法が使われ，それらの方法も変化している。同社の粉飾経理は，昭和61年３月期に，不良在庫化した教材の処理にあたって行われたものが最初とされる。これは取引先に教材を買い取ってもらい，かわりに簿外で2億7,100万円のアイペック名義の手形を振り出したものである[24]。この方法は，比較的単純なものであるが，手形による簿外債務を中心とするアイペックのその後の粉飾経理の展開の基本となるものであった。

このあと同年４月から，アイペックは英会話教材以外の分野への多角化を急速に押し進める。４月に旅行業，６月に絵画，美術品，下着の販売，８月に専門学校を始め，このうち専門学校のジェイナス総合学院は平成元年までに全

18)「社説」『日本経済新聞』平成４年10月５日朝刊，「アイペック倒産検証転落の構図(上)」『日本経済新聞』平成４年10月14日朝刊，『日本経済新聞』平成５年12月15日朝刊，『毎日新聞』平成５年12月19日朝刊，『読売新聞』平成５年12月20日朝刊，『日本経済新聞』平成６年５月18日朝刊，「社説」『日本経済新聞』平成６年６月９日朝刊，『毎日新聞』平成６年６月11日朝刊。

19)『日本経済新聞』平成４年９月26日朝刊，『日本経済新聞』平成４年９月29日朝刊，『日本経済新聞』平成４年10月12日夕刊，「アイペック倒産検証転落の構図（下）」『日本経済新聞』平成４年10月17日朝刊，『日本経済新聞』平成４年10月12日夕刊，『日経産業新聞』平成４年10月22日，『日本経済新聞』平成４年12月４日夕刊。

20)「Hotインタビュー」『日経金融新聞』平成４年11月18日。

21)『朝日新聞』平成４年10月10日朝刊。

22)「アイペック倒産検証転落の構図（上）」『日本経済新聞』平成４年10月14日朝刊。

23)『日本経済新聞』平成５年12月15日朝刊，『読売新聞』平成５年12月20日朝刊，『日本経済新聞』平成６年５月18日朝刊。また，監査法人，公認会計士が引受証券会社と連帯して賠償責任を負うはずという指摘もあった（「複眼独眼」『日経金融新聞』平成６年６月17日）。

24)『日本経済新聞』平成５年12月15日朝刊。

国6都市に展開される。かつ，この時期には海外不動産事業が開始される[25]。このような矢継ぎ早の事業展開は，先の最初の簿外手形の振り出しに時期的に符合しており，競争の激化により実は英会話教材事業が行き詰まったことを反映していた。しかも，対策として展開された事業をみてもわかるように，特に専門学校や不動産事業は資金投下額が大きいものである。そのため，そもそも英会話事業の行き詰まりで資金の回転に困難が生じていたアイペックにとって，一層の資金需要を招いたことは否定できない。このことは，当初専門学校事業が軌道にのったため，その展開を急いだこと，不動産事業に乗り出しながら，まもなくバブル崩壊に至って資金が固定化したことで，資金繰りの一層の悪化を招く。特に，カナダにおける不動産事業の失敗は資金繰り悪化の大きな原因とされる[26]。

このため，かかる資金需要を満たし，また決算期にあって利益を計上するために，継続的な粉飾経理が行われるようになる。そのために，その方法も関連会社を利用したものに複雑化する。中でも，昭和62年8月に設立された千代田インターナショナルはその中心となった企業である。この企業はO社長の個人資産管理会社であったが，この会社に対して，昭和63年頃からは，O社長の個人的な知人が多額の融資を行うようになる。この知人については，O社長は自分の「応援団」と称していたが[27]，実際には，この応援団は高利を約束されて投資したのであり，彼らには融資の見返りにアイペックまたは千代田インターナショナルの手形が簿外で渡されていたのである。千代田インターナショナルの手形の場合には，アイペックまたはO社長個人の保証つきであった。このため，これがアイペックの簿外債務となる[28]。一方，アイペックは，取引先として自社の関係会社でないダミー会社を開拓する。この会社はアイペックから教材や絵画を購入するが，これは千代田インターナショナルに転売され，千代田インターナショナルは先の方法で手に入れている資金を支払いにあてるわけである。ダミー会社は，いわば土地転がしのようにアイペックの商品を転売するだけで利益を得ることができるわけで，これを目的に，アイペックとは資本関係のない企業がアイペックの粉飾に加わることになる。アイペックは，この操作によって自社に関係のない取引先との一見すればきわめて自然な取引で帳簿に売り上げをたてられ，しかもそれに見合った資産の増加も現実にあることになる。しかしその実体は，簿外で振り出した手形によって在庫を外部に飛ばしたにすぎない。

このように簿外債務がふくらんでいった背景には，店頭公開を行えば，資金調達が容易になり，それまでの簿外債務の解消も容易だとO氏が考えていたことがあるというのが一致した見方である。しかし，店頭公開後も資金調達は必ずしもうまくいかない。これは，この時期すでにいわゆるバブル期は終焉を迎えていたこと，後述のようにリクルート事件等の発覚によって，株式公開ブームもさめていたことなどによる。このため，むしろ店頭公開後には直接的な簿外手形の乱発で資金調達が行われることになる。この中には，暴力団系の金融会社に対して振り出されたものもあったという[29]。また，平成4年4月には，イトマン事件で公判中のK氏が持ち込んだ土地の転売により資金を調達するプランに乗る。K氏は，自己の債務のある市中金融会社をアイペックに紹介し，アイペックはここから融資を受け，K氏はアイペックからK氏が個人保証をつけたことを理由に紹介料を受け取って自己の債務の返済に充てていた[30]。先の

25) 帝国データバンク情報部［1994］，186頁。
26) 『日経産業新聞』平成4年10月22日。
27) 「アイペック倒産検証転落の構図（上）」『日本経済新聞』平成4年10月14日朝刊。
28) 『読売新聞』平成5年12月20日朝刊。
29) 『日本経済新聞』平成6年5月24日夕刊。
30) したがって，K氏はアイペックを利用して自己の債

土地の転売はうまくいかなかったが，この際にアイペックが用意した千代田インターナショナルの手形10億円分のコピーが金融会社を通じて市中に出回り，これがアイペックの信用不安説を生むことになる。当然ながらこれは銀行にも知れるところとなり，9月の倒産に直接的につながるのである[31]。

上記のように，アイペックの粉飾方法は，終始，簿外手形を中心としたものであるが，その方法は複雑である。特に，売り上げに関連したものは，過去の粉飾事例に見られた単純な売り上げの水増しと比較してかなり手の込んだ方法といえる[32]。販売先のダミー会社は，一見すればアイペックと資本関係もない無関係の会社であり，アイペックの監査人の手も及びにくい。しかも，仮に取引先であるこれらの企業に往査して突き合わせたとしても，証憑類は完備しており，売り上げに関しては通常の監査手続きでは瑕疵を見いだすのは困難であろう。最終的には，証券取引等監視委員会はこれらを売り上げの水増しとし，また簿外で振りだされた手形や債務保証をアイペックの債務として粉飾決算を認定するが[33]，告発にいたる前は，粉飾でなく不正取引であるとか[34]，粉飾まがいであるなどと言われたのは[35]，このような本事例の難しさを示しているものであろう。

アイペックの証券取引法監査を行っていたのは中央新光監査法人である。従来の粉飾事例においては，しばしば監査を行ったのが個人公認会計士であったり，あるいは小規模の監査法人であった例が多く，このため本事例研究でこれまでみてきたごとく，これに対しては監査法人化の推進や監査法人の大規模化といった対策が採られてきたところであった。本事例は，その意味ではそれらの例とは異なって，店頭登録企業ながらその財務諸表の監査を行っていたのは有名な大規模監査法人であった。

責任を追及する声に対して，同法人は綿密な監査をやったと当初から表明している[36]。これは，監査法人として監査手続きは普通に行ったという自信を示しているともいえる。前述のごとく，本事例はただちに粉飾と認定しにくい面を持っていることも事実である。そして本事例は，上述のように簿外手形を利用したものが中心であり，まさに帳簿外，財務諸表外の事象であるからこそ，監査人にしてみればこれらは財務諸表監査の範疇に入り得ないということであろうか。

しかし，だとすると，かかる方法の粉飾決算は，現在の会計監査では見いだせないものであると認めたことと同義である。不正発見が公認会計士監査の目的ではないとしても，普通に監査を行っていれば，ほぼ間違いなく不正は見いだせるものではなかったのか。それとも，本事例は，経営者が巧妙でありさえすれば，会計監査をあざむける実例なのだろうか。実際のところ，通常の監査の範囲内で不正発見の糸口はなかったのだろうか。

本事例には，監査上2点のポイントがあるように思われる。第一は，売り上げである。先にも述べたように，本事例は，売り上げに関してはその単純な水増しをおこなったものではない。商品も資金も動き，人的関係もからんだ珍しい例であり，このため取引を裏付ける証憑類も完備している。しかしながら，当初決算対策として行われていたこの架空売り上げは，決算期に集中したものであった。その集中の度合いは，巧妙な粉飾システムの構築に比して杜撰と

務を返済したものの，アイペックの倒産に伴って再び債務を被ることり，同社倒産の被害者の側面も持っている。

31) 「アイペック倒産検証転落の構図（下）」『日本経済新聞』平成4年10月17日朝刊，帝国データバンク情報部［1994］，198-200頁。

32) たとえば，リッカーや日東あられの事例は本事例に比すればきわめて単純な売り上げの水増しの事例であった（吉見［1996a］，吉見［1996b］参照）。

33) 「視点」『産経新聞』平成6年5月18日朝刊。

34) 「アイペック倒産検証転落の構図（上）」『日本経済新聞』平成4年10月14日朝刊。

35) 『日本経済新聞』平成5年2月25日朝刊。

36) 『朝日新聞』平成4年10月10日朝刊。

いえるものであり，上半期に数セットしか売れていない教材が期末に数千セット売れる，というものであった[37]。これは，後に監査での不正の発見を恐れて期中に分散されることになるのだが，かかる不自然な取引を，粉飾経理の兆候として考えることはできなかったのだろうか。

もう1点は，本事例を通じて常に使われた手形である。簿外取引に使われた手形は，アイペックが本来の手形取引を行っている銀行のものとは別のものであったなど，その存在がわかりにくいものであったことは確かなようである。また，債務保証についても，取締役会の議決を経ていなかった[38]。とはいえ，簿外とはいえアイペックの手形が振り出されたのは事実であり，その手形や銀行との取引の存在を会計士はつかんでいなかったことになる。もちろん，そういうものがないことになっている財務諸表は，ある意味で正しいのだろうが，だとすればこのような方法は今後も広く粉飾経理の方法として使われる可能性があり，これに対しては現行の会計監査は無力である可能性があるということになる。

本事例の場合には，O社長は自分に資金的な「応援団」がいることは認めており，すなわちそこから資金がアイペックに流れていたことは認められたはずである。結果として，その「応援団」に簿外手形が渡されていたわけであり，その資金の流れを検証してみる必要はなかったのか，なぜ「応援団」は資金を提供しているのかを考えてみる必要はなかったのか，そこに糸口の1つがあったように思われる。

このような監査がなぜなされなかったのかについて，鳥羽［1994］は，マニュアル監査偏重の危険性を指摘する。すなわち，監査の効率性を鑑みるあまり，マニュアル化された監査が偏重され，結果としてそのマニュアルの穴をねらったように不正が行われた，という指摘である[39]。

また本事例は，監査役監査についても興味深い問題を提起している。アイペックは，元検事総長のKm氏を85年に監査役として迎え，同氏は翌年には常勤監査役となった。さらに91年からは，元札幌高検検事長のY氏，元金沢国税局長のM氏を監査役に加えている。このように，アイペックの監査役陣は，大物の検察，国税出身者で構成されていた。O社長は，この監査役陣を株式公開にも利用したように思われる。すなわち，株式店頭公開にあたって，主幹事の大和証券に対しては，元検事総長が監査役で，監査にお墨付きをもらっていると説明したとされ，大和証券側も，そうそうたる顔ぶれから信じざるを得なかったとしている[40]。これら監査役は，社外から呼ばれてきた人物であり，後に商法で導入される社外監査役を先取りしていたともいえるものである。この点で，監査役でしばしば問題にされるような，独立性の欠如という点では，およそ問題のない事例であったはずである[41]。

しかしながら，監査役もまた，本事例の粉飾経理に対して何もできなかった。Km氏は，「責任を痛感するが，だまされた感じもある」[42]，「簿外債務を使えば粉飾は見抜きようがない」，「公認会計士が資料を点検するので，（監査役は）それを見て間違いなければ承認する」[43]，といったコメントを残しているが，要は会計の専門家である公認会計士が認めている財務諸表をそのまま認めた，公認会計士が発見できなかったものを監査役が発見しようもないということであろう。

このことは，少なくともアイペックの監査役

37）『読売新聞』平成5年12月20日朝刊，帝国データバンク情報部［1994］，195頁。
38）「アイペック倒産検証転落の構図（上）」『日本経済新聞』平成4年10月14日朝刊，『読売新聞』平成5年12月20日朝刊。
39）鳥羽［1994］，22-23頁。
40）『毎日新聞』平成5年12月19日朝刊。
41）「アイペックの倒産と監査役」『商事法務』第1301号，1992年10月25日，51頁。
42）『朝日新聞』平成4年10月10日朝刊。
43）『毎日新聞』平成5年12月19日朝刊。

は会計に明るくはなかったことをつまびらかにしている。会計監査のみが監査役に期待されているわけではないことは自明であるが，かといって会計監査について，監査役が公認会計士に依拠しきらざるを得ない状況も問題である。結果として，監査役はその前職の高名を粉飾経理に利用されただけに終わったことになる。

12．4　本事例の特徴とその後の対応

本事例の特徴をまとめれば，次のようになる。

① 店頭登録企業の粉飾経理事例であること。

② 証券取引等監視委員会による告発事例であること。

③ 監査人に対する批判が従来になく大きかったこと。

ここまでの本事例研究でみてきたように，我が国における企業不正事例は，東証一部上場といった大企業からより小規模の企業へと展開してきた傾向がある。その中で，アイペックの事例の前に起こったリクルート事件は，まもなく上場する成長企業の株式を利用した贈収賄事件であり，それはかかるベンチャー企業の問題点を社会的に示した事件でもあった。アイペックの事例も，リクルートの事例と無関係ではない。広くいえばリクルートと同様に株式の新規公開がもたらした事例ともいえようし，また，リクルート事件は新規公開株式への投資熱をさます結果となり，アイペックをはじめとするその後株式を公開した企業の株価の低迷現象への遠因となっている。

アイペックの事例は，そのような流れの中で捉えれば①にいうように店頭登録企業による粉飾事例であり，いわゆる店頭登録ブームの中で起こったものであることに留意する必要がある。80年代後半から90年代，いわゆるバブル経済の時期には，ベンチャー企業ブーム，そして店頭公開ブームとでもいってよい状況が生まれた。アイペックは，かかる企業の１つであり，経営危機が表面化するまでは，急成長するベンチャー企業の典型例でもあったのである。

アイペックの事例は，店頭市場，あるいはアイペックのように急成長したベンチャー企業への注視，疑念を生じさせた。その意味では，アイペックの事例にとどまらず，この時期に起こった他のベンチャー企業の不正事例との関連性を概観しておくことが肝要であろう。

アイペック以前には，平成３年８月に，同じく店頭登録企業であったワンルームマンション業者のMARUKO(以下マルコーと記す)が倒産している。マルコーの倒産は，土地関連融資の総量規制，土地税制の変更というバブル経済の終焉に伴うものであった。したがって，本業の落ち込みによる倒産がその本質といえ，粉飾経理などの問題は指摘されていない。しかしながら，ここでも会計問題が着目されている。マルコーは平成３年６月の中間決算発表の前日に，業績の大幅な下方修正を発表していた。この点につき，業績の修正が遅く，タイムリーディスクロージャーという点から見て問題があるとされ，公認会計士の監査に頼らざるを得ない証券業協会の審査体制に疑問が投げかけられている[44]。さらに，その前年度の監査報告書が適正意見であったことを疑問視する指摘もある[45]。なおマルコーは，その後更正計画が認可され，再建の方向が定まっている[46]。

アイペックの倒産を経て，同じくディスクロージャーの問題点が指摘されたのが，92年５月に倒産した，東証二部上場の家庭日用品メーカー，レックである[47]。ここで報道上指摘されたディスクロージャーの問題は，もっぱら同社の社員が倒産の公表前に同社株式を売却したとされる，いわゆるインサイダー取引疑惑に関連した

44) 『日本経済新聞』平成３年８月30日朝刊。

45) 「問われる会計監査（１）決算書は信頼できるか」『日本経済新聞』平成４年８月21日朝刊。

46) マルコーは会社更生法の適用を申請して倒産したが，その後，ダイエーがリッカー，リクルートに続いてマルコーの再建も支援することが決まり，ダイエーグループ入りして現在に至っている(『日本経済新聞』平成６年２月23日夕刊)。

47) 『日経産業新聞』平成４年５月９日。

ものであった[48]。しかしながら，同社の倒産は，子会社アクション・インダストリー・ジャパン社の乱脈経営，ダミー会社といわれるクリネット，創伸産業への債務保証が原因とされる。倒産後の平成4年7月には保全管財人から後者の債務保証につき追加する内容の有価証券報告書の訂正がなされている[49]。しかし倒産の前年度，9月中間決算期には公認会計士から有用意見が示されており，かつ資本金を大きく越える貸付金の内容や回収可能性について何らの指摘がなかったことへの疑問も呈されている[50]。なお同社は工業用ファスナー製造業，ニフコの支援を受けることになり，更正計画が認可されて現在に至っている[51]。

さらに平成5年11月には，ソフト開発会社のテーエスデー（ＴＳＤ）が自己破産を申請して倒産した。同社は，アイペックと同様に店頭登録企業であり，昭和47年に創業，昭和63年に店頭登録と，やはり急成長した企業である。同社は株式公開後，エイズワクチンの開発事業を始めるが，平成4年8月に発表したタイでのワクチンの臨床実験開始の発表が虚偽とわかり，一時急騰した株価は急落した。しかし，転換の進んでいなかった同社の転換社債の株式への転換がこの発表で急速に進んだため，結果として投資家に損害を与えるに至った[52]。そしてこの虚偽発表事件は，テーエスデーのその後の経営に大きな影響を与え，倒産にいたることになる。もっとも，これは倒産のきっかけにすぎず，全国各地に建設，あるいは建設を予定していたソフト開発センターへの過大な投資や，原価管理の甘さなどが同社の経営悪化の本質である[53]。平成5年3月には，再建のため店頭公開時の主幹事証券会社である山一証券からYo氏を迎え管理本部長とし，Yo氏は後に副社長，10月には社長となる。Yo新社長は，テーエスデーの資金がMa前社長の個人会社に流用されるなどの不明朗な資金の流れがあったことを示唆し[54]，主幹事証券は公開してしまえば面倒を見なくなり，監査法人も業務監査を引き受けないために監査が甘くなることを指摘している[55]。また，虚偽発表問題自体も，平成7年2月に証券取引等監視委員会によって証券取引法違反（風説の流布）で強制調査されることになる[56]。同年6月には当時社長のMa氏が告発され[57]，7月には逮捕[58]，平成8年3月には東京地裁で同氏に対して有罪判決が出ている[59]。

平成5年5月に倒産した，やはり店頭登録企業のハニックス工業の事例は，その内容がアイペックの場合とかなり異なる。同社は，昭和35年創業と，アイペックやテーエスデーに比べれば長い営業実績がある。また，小型建設機械，ユニットハウスの製造，販売がその事業であり，いわゆるバブル型の事業を展開したというわけでもない。ところが平成5年4月には，取引先の倒産で売掛金の回収が困難となったことをきっかけに，同社の経営環境が急変する。このことでハニックス工業がただちに倒産するような兆候は，少なくとも財務上はなかった[60]。しかし，売掛金の回収遅れや受取手形の内容の悪化はすでに進んでいたとされ，銀行融資を得て資金繰りを行っていた。もっともこのこと自体は，日本の事業会社にとってさして珍しくないといってよいであろう。ところが，同社は，その後東

48) 『日本経済新聞』平成4年5月27日朝刊，日本経済新聞社［1993］，35-36頁。
49) 日経ベンチャー［1995］，13-16頁。
50) 「問われる会計監査（1）決算書は信頼できるか」『日本経済新聞』平成4年8月21日朝刊。
51) 日経ベンチャー［1995］，17-18頁。
52) 「テーエスデー・エイズ虚偽発表の舞台裏」『週刊東洋経済』1992年12月5日，「テーエスデー・公開ソフト会社で倒産第一号」『週刊東洋経済』1993年12月11日，日本経済新聞社［1993］，185-188頁。
53) 帝国データバンク情報部［1994］，80-82頁。
54) 帝国データバンク情報部［1994］，88-89頁。
55) 「敗軍の将，兵を語る」『日経ビジネス』1994年2月21日。
56) 『日本経済新聞』平成7年2月22日朝刊。
57) 『日本経済新聞』平成7年6月26日朝刊。
58) 『日本経済新聞』平成7年7月6日夕刊。
59) 『日本経済新聞』平成8年3月23日朝刊。
60) 帝国データバンク情報部［1994］，131-132頁。

京国税局から脱税の疑いで告発を受け，先の取引先の倒産といったことも複合して信用が失墜，銀行から新たな融資を受けられなくなって資金調達が困難になり，黒字企業であったものが突然に倒産するという従来にない展開の事例となったのである[61]。さらに，会社更生法申請以前に社長が株式を売却していたことがわかり，インサイダー取引事件にも発展した[62]。

このように事例の内容はアイペックの事例と異なるにもかかわらず，報道の展開はアイペックの場合と似た形となった。すなわち同社の店頭登録が平成2年7月とアイペック等の登録時期と重なり，また倒産の時期も重なったことから，この事例でも店頭登録企業の審査のあり方や，主幹事証券の責任が問われ[63]，かつ公認会計士の監査のありかたにも言及された[64]。同社は，その後会社更生法の申請を取り下げて自己破産を申請，これが認められて自己破産する[65]。銀行から融資が受けられなくなって資金調達に行き詰まるというのは倒産の形態としては珍しいものではないが，黒字企業への融資を銀行が停止しての倒産であり，信用不安から倒産までの時間の短さとそこへ至る間接的原因が本事例の場合では異例である。銀行は，かねてから店頭企業にしては問題がなさすぎる財務内容に疑問を持ち，子会社や販社グループを利用し，これらの間で建設機械を販売しあうなどの操作を行っていたのではないかと考えていたようである[66]。これが，先の取引先の倒産で裏打ちされた形になったことから，ただちに融資が打ち切られたと考えられる。しかし少なくとも同社の社長は倒産のきっかけは取引先の倒産ではなく，国税局による脱税容疑にあったと考えていたようである。自己破産の2日後，前社長は東京国税局内で東京国税局長宛の抗議文を携え，胸を刺して自殺[67]，同社の破産と前社長の自殺によって脱税は不起訴となって終わっている[68]。

このような，店頭登録企業を中心とした倒産事例，不祥事例が続く中で，監査人の努力が認められた例もある。平成5年4月に倒産した店頭登録会社のミタチ電機では，その前年に入金していない弁済金7億円を有価証券報告書に計上しようとし，監査法人から書き直しを命じられている[69]。また，先のレックにあっては，貸付金への債務保証につき，監査役が取締役会で社長を追求するとともに，結果的には断念されたが取締役の違法行為の差し止め請求権の行使も考えたという[70]。この理由として，同監査役がメインバンク出身であり比較的独立した立場にあったことがあげられよう。

②の証券取引等監視委員会は，いわゆる一連の証券不祥事への対応として平成4年に発足したものである。当時，証券会社の不祥事が防げなかった大きな理由として，日本にはアメリカ

61) 『日本経済新聞』平成5年5月31日夕刊。
62) 『日本経済新聞』平成5年6月18日夕刊。
63) 『日本経済新聞』平成5年6月1日朝刊，「NBトレンド・深層」『日経ビジネス』1993年6月21日，32-33頁。
64) 「NBトレンド・深層」『日経ビジネス』1993年6月21日，32-33頁，「自社株取得こう考える(2)」『日経金融新聞』平成5年6月23日。
65) 『日本経済新聞』平成5年12月16日朝刊，『日経産業新聞』平成5年12月24日。
66) 東京商工リサーチ情報本部［1995］，94-95頁，日経ベンチャー［1995］，50-54頁。
67) 「中外時評」『日本経済新聞』平成6年1月23日朝刊。
68) 『日本経済新聞』平成6年4月23日朝刊。
69) 「倒産の研究(16)」『日経ベンチャー』1993年7月，63頁。同社は商法上は中会社にあたり，会計監査人監査の必要性はないが，店頭登録会社のため証券取引法監査が行われ，公認会計士による監査が行われていた。この事例では，監査法人が7億円の未収金と未収収益の計上につき異議を唱えて会社側と調整がつかず，定時株主総会が延期されるという事態に至っている。延期されて開かれた総会では，監査法人の主張が認められて7億円分の利益が減少し，当期未処理損失が908万9,000円から7億908万9,000円に変更されている(「ミタチ電機，定時株主総会延期会の招集通知を発送」『商事法務』第1294号，1992年8月5日)。また，ミタチ電機の監査役には公認会計士が含まれていたとされ，中会社における監査役監査の機能を疑問視する指摘もある(「中会社の会計監査は大丈夫か」『商事法務』第1294号，1992年8月5日)。
70) 「問われる監査役制度（上）」『日本経済新聞』平成4年10月29日朝刊，日本経済新聞社［1993］，73-74頁。

のＳＥＣにあたる組織がなく，証券市場の監視が有効になされていないというものがあった。このため，いわゆる「日本版ＳＥＣ」の必要性が議論され，その結果新たに発足したのが証券取引等監視委員会であった。しかしながら，ＳＥＣが他の行政機関からの独立性をその大きな特徴にしているのに対して，証券取引等監視委員会は大蔵省の一機関としての位置づけであった。

アイペック事件は，同委員会が強制調査を行い告発した，粉飾決算事例としては初めてのものである。これは，本事例が従来の粉飾経理事例とはその告発に至る手順が異なったものとなったことを意味する。このことは，報道のあり方にも微妙な影響を与えているように思われる。すなわち，従来この種の事件でしばしば見られた，大蔵省など公的規制機関への批判的な報道がほとんどみられない。アイペックは事業会社であるから，もとより大蔵省はその監督官庁の立場にはないが，従来の倒産事例にあっては，しばしば景気対策などにからめて大蔵省をはじめとする関係官庁の責任を問う報道がみられた。しかし，本事例では，官庁である証券取引等監視委員会が告発する側に立つことで，公的機関に対してはむしろ批判よりは評価の報道になったように思われる。

しかしながら，同委員会の強制調査に問題がなかったわけではない。何より，アイペックの倒産が明らかになってから粉飾決算の告発に至るまでに，かなりの時間を要している。これは，先述のように，本事例の複雑さが粉飾決算の認定を難しくしたこともあろうし，あるいは人員の少ない同委員会の力量を示したものといえるかもしれない。

以上から，結果として批判の方向は，証券業協会，証券会社，そして監査人に向いたものとなった。今後の不正事例の摘発と展開，責任の帰趨を考える上でも，本事例は興味深いものといえよう。

③については，本事例の最大の特徴といってよいであろう。公認会計士監査，監査役監査への批判の内容については先にも述べたのでここでは繰り返さないが，本事例ではかかる監査人批判が，倒産発表の当初から行われた。それは，株式公開前から粉飾決算を行っていたと目される企業が，公認会計士や監査役の監査を受け続けていたにもかかわらず，株式公開に至ってしまったという事例の衝撃の大きさによろう。

しかしながら，本事例の粉飾経理の具体的な内容となると，明確な報道が少なかったことは事実である。これもまた事例の複雑さが原因となっていようが，報道もアイペックにおける資金の流れを正確につかめていなかったきらいがある。

学界にとっても，本事例は単なる店頭登録会社の粉飾経理事例ではなかった。鳥羽［1994］は，本事例についてきわめて精細な分析を行っている。ここでは，監査法人の監査の問題点から日本公認会計士協会のかかえる問題点へと展開し，さらに本事例がリスクアプローチをもってしても発見され得なかった可能性を指摘している。また森［1994］は，アイペック事件をふまえ，内部監査人を含めた監査のネットワーク化の必要性を論じている。しかしながら，かかる事例を監査過程において発見するための具体的方法となると，学界も有効な方法を見いだし得ていないと言わざるを得ない。それより以前に，監査においてかかる事例が発見され得るべきか否かについての見解が一定していない。すなわち，本事例が，従来通りの監査手続きで発見され得べき事例であったにもかかわらず発見に失敗したものなのか，従来の手続きでは必然的に発見できない性質の事例であったのか，だとすれば，監査は今後これに対応すべきなのか，あるいは不正発見が目的でないはずの監査はそもそも対応の必要がないのか，見解は研究者間で，あるいは実務家と研究者で異なっているように思われる。

公認会計士の側にあっては，本事例は公認会計士がきちんとした監査を行ったが不正は発見

できなかった事例であるという見解を守り通したように思われる[71]。これは，本事例で担当公認会計士について処分がなかったことでも認められた形になっている[72]。その理由として，中央監査法人は本事例が監査で発見することの困難であった事例であると証券取引等監視委員会や大蔵省に伝え，大蔵省も本事例を異常なケースとして考えていたためとされる[73]。

しかし，粉飾企業が監査法人の監査を受けた上で株式を公開してしまったことは事実である。株式の店頭公開ブームの最中には，公認会計士自らがベンチャー企業の株式公開における監査の責任の重大さを強調していた[74]。証券取引等監視委員会は，アイペックの事例で偽装工作を見抜けなかった現行の公認会計士制度にも問題があると判断し，大蔵大臣に制度の改善を求めようとしたものの，これが証券取引法の枠を超え，公認会計士法の領域に及びそうになったため断念されたという[75]。このため，本事例については公認会計士に責任はなかった，というのが公的な結論であろうが，それでよしとしてよいのかという疑問は消えない。報道でも，現在の会計士監査でトップの犯罪を見いだし得ないのなら，それをチェックする方法を提起すべきであるという指摘や，会計士界が大蔵省の措置を黙認する傾向があることが問題点として指摘された[76]。この事例の結果として直接に結びつけるのは困難だが，公認会計士協会としても，その後経営者からの確認書の取得を義務づけるようになることは，監査の強化という意味で1つの新たな対応といえよう。

しかし先にも見たように，本事例の不正発見の糸口は，特に新たな監査方法を提起せずとも，その監査手続きの中においてもあったのではないかと考えられる。そして新監査基準においてリスク指向が明確になっている現在，そして特にベンチャー企業の株式公開が今後も増えざるを得ない経済状況の中では，かかる小さな不正の糸口を見逃さないような細心さが会計監査に求められよう。

それは監査役とて同様である。本事例のあと，平成5年10月には商法が改正され，社外監査役制度が導入された。これは従来から疑問視されていた監査役の独立性確保への対応の1つとみることができようが，本事例では社外出身の著名な監査役が常勤として就任していた。この意味では，著名な人物の就任は多いが必ずしも会計専門家の就任は多くないと言われる社外監査役制度のあり方にも参考となる事例である[77]。

また，登録審査に関して批判された日本証券業協会は，まずは店頭登録会社向けにディスクロージャーの解説書を作成する[78]，登録審査研究会を作って登録審査のあり方の再検討をするなどの対応を行った[79]。後者の研究会は，企業に情報開示担当役員を置く，幹事証券会社の任期を1年から2年に延ばすといった報告を出している[80]。同協会は，最終的に主幹事だけでなく副幹事証券会社以下にも審査を義務づける，企業に情報開示担当役員を置くなどの改善案をまと

71)「会計監査にも限界がある。あとは経営者の倫理にたよるしかなく，担当した会計士については『特別な問題点はない』という結論になるだろう。」（日本公認会計士協会常務理事の発言，『朝日新聞』平成4年10月10日朝刊。）
72)『日本経済新聞』平成6年12月15日朝刊。
73)『日経ビジネス』平成6年5月23日，26頁。
74)「株式公開の本質は，経営がファミリーインタレストからパブリックインタレストに移行する重要な企業イメージの転換であり，中堅企業が大企業に脱皮していくチャンスともいえよう。それだけに，株式公開情報は，正確でなければならず，証券引受業者や監査法人，公認会計士の責任は重大である。」「会計監査人は，厳正な監査を通じて適切な経営指導に当たるだけの見識と力量を持たねばならない。」（「マネー」『日経産業新聞』昭和63年4月5日。本記事は，ある監査法人会長へのインタビューである。）
75)「証券監視委第1期の決算報告（上）」『日本経済新聞』平成7年7月19日朝刊。
76)「社説」『日本経済新聞』平成4年10月5日朝刊。
77)「社説」『日本経済新聞』平成6年6月9日朝刊。
78)『日本経済新聞』平成4年11月18日朝刊。
79)「店頭企業ＮＯＷ」『日本経済新聞』平成5年4月21日朝刊。
80)「Ｈｏｔインタビュー」『日経金融新聞』平成5年6月25日。

めている[81]。このような，同協会の対応の中で，ディスクロージャー強化が1つの柱になっていることは会計の立場からは評価すべきことであろう[82]。また，同協会は先述のようにアイペック事件の責任を公認会計士監査に帰する主張をしてきており，事件への対応の中でも，一層の公認会計士監査の充実を求めている[83]。さらに，証券団体協議会はそのレポートの中で，公認会計士の独立性の確保や社外監査役制度の活用について今後の課題として言及している[84]。なお，これらの動きは，単にアイペックの事例のみならず，テーエスデー，ハニックス工業，マルコーなどの事例を含めて念頭におかれたものであることは留意しておく必要があろう。

本事例では，監査に対して従来になく注目，批判が集まった。我が国では，かかる不正事例にあって監査人への批判が欧米に比して必ずしも多くなかったことを鑑みれば，本事例は，我が国における監査人への大きな「期待」が表れた事例であったともいえる。しかしその期待に対する監査の側からの対応が十分であったかと問われれば，それは疑問といわざるを得ないであろう。

13. 事例　イトーヨーカ堂

13. 1　事例の概要

イトーヨーカ堂は東証一部上場，スーパーマーケット業界では2位の企業である。本事例は，同社による特殊株主，いわゆる総会屋への利益供与事例である。

平成4年10月，同社のS常勤監査役などイトーヨーカ堂幹部3名と，暴力団系の総会屋幹部3名が，商法違反（利益供与の禁止）で逮捕された。S監査役らは，総会屋対策の特命を受けていたとされ，同年3月に株主総会の平穏な議事進行を上記の総会屋側に依頼，同年5月の株主総会が平穏に終わった謝礼として7月に計2,740万円を渡していた[85]。この額は，当時としては利益供与額の最高額であった。また過去に支払われた金額は1億円以上とも報じられた[86]。

これを受けて同月末には同社社長が辞任[87]，役員報酬のカットなどの処分が行われた[88]。また，事件はその後S監査役らが起訴され[89]，初公判では同監査役らは起訴事実を認めている[90]。このため裁判は迅速に進行し，平成5年3月，東京地裁は同監査役に執行猶予付きの有罪判決を下している[91]。

13. 2　報道の論点

本事例は，いわゆる総会屋への利益供与事件であり，過去の同種の事件と比較して報じられている。ただし，イトーヨーカ堂がここまでいわばクリーンなイメージの企業であったため，ある種の驚きを持って報じられている傾向がある[92]。

また，事件のイトーヨーカ堂側の中心が同社の監査役であったことにも注目が集まっている。

13. 3　監査及び監査人との関連

本事例の特殊性は，何より利益供与に監査役が直接に関わったことにある。昭和57年の商法改正で禁止されて以来，利益供与が単に反社会的であるのみならず法令違反行為であることは明白である。しかし利益供与事件は後述のように商法改正後も頻発した。その際，その会社側

81) 『北海道新聞』平成6年6月15日朝刊，『日本経済新聞』平成6年6月30日朝刊。
82) 「新聞の盲点」『金融財政事情』平成6年5月30日，10-11頁。
83) 「Ｈｏｔインタビュー」『日経金融新聞』平成5年6月25日。
84) 『日経金融新聞』平成5年9月8日。
85) 金額は新聞報道によるものではなく，起訴状にある額によっている。
86) 『日本経済新聞』平成4年10月23日朝刊。
87) 『日経流通新聞』平成4年10月31日。
88) 『日本経済新聞』平成4年11月14日朝刊。
89) 『日本経済新聞』平成4年11月13日朝刊。
90) 『日本経済新聞』平成5年1月29日朝刊。
91) 『日本経済新聞』平成5年3月12日朝刊。
92) 「社説」『日本経済新聞』平成4年10月24日朝刊。

の主体となるのは総務担当重役ないし，提供資金捻出に関わる形で経理担当者であることがほとんどであった。いわば，取締役側の違法行為の典型であったわけである。

監査役は，本来はかかる取締役の違法行為を差し止める立場にある。その監査役が，自ら利益供与の主体となったところに本事例の特徴があり，特殊な事例と言われる所以でもある[93]。本事例は，監査役が監査役としてまったく機能しておらず，独立性の確保どころか，取締役側に立って違法行為を行うことすらあることを示した事例となってしまった。本事例の場合，S監査役は監査役就任前から総会屋対策を担当していたとされ，そのつながりから監査役就任後もこれを担当していたといわれる[94]。従来から言われていることではあるが，社内人事の一環としての監査役人事の問題点を示した事例でもある。

監査上のもう1つの要点として考えねばならないのは，利益供与が会計監査の対象となりうるのかどうかということである。総会屋に対する利益供与は，我が国に独特の企業不正形態といってよかろう。当然ながら，その類似事例を諸外国に求めることはできない。しかし，不正支出という意味では，賄賂等と同様の性格を持つものと考えられる。このため，総会屋に対する利益供与も，不正支出の監査の問題として捉えてよいと考えられる。

さて，不正支出が会計監査の対象たりうるかには議論があるところである。支出に際して証憑等が完備していれば，その使途を問うことは会計監査の範疇外であるとする考え方もある。一方，支出が不正なものである以上，それは何らかの会計的操作の上で支出されていることがほとんどであることも否めない。仮に証憑等が完備していたとしても，その支出目的が偽って報告されていることも多い。よって，不正支出問題にあっては，会計監査上も本来は何らかの指摘をすべきことが多いと言えよう。

イトーヨーカ堂の場合，当初はその提供資金の出所がわからないとされ，この点は裁判でもかならずしも明白ではないが，社長夫人の口座を利用してここに資金を集める形で調達されたともされている[95]。通常，税務上の使途不明金として処理されるものが，不正支出目的の裏金としてプールされていることが多い。いずれにせよ，本事例にあっても，企業の資金が不正目的で流出したことは事実であり，この点は会計監査の過程で指摘されるべきものではなかったか。これは，監査役監査のみならず，公認会計士監査についても言えることである。

13. 4　事例の特徴とその後の対応

本事例の特徴は以下のようにまとめられよう。

① 監査役による利益供与事件であること。
② 監査における対応は特にみられないこと。

①については，ここまで述べてきたところである。監査役の独立性の強化という点では，アイペックの事例でもふれたように，その後の商法改正によって社外監査役制度が設けられた。これは，本事例にみたように社員が昇任した監査役の独立性の問題点を克服しようというものではあるが，それをもってかかる利益供与事例がなくなるかといえば疑問と言わざるを得ない。やはり，会計監査上，不正支出をチェックする体制をつくる必要があろう。

本事例に限らず，利益供与事件は多発している。主なものをみれば，本事例以前には昭和59年の伊勢丹，大阪変圧器，昭和61年の櫻護謨，そごう，ノリタケカンパニーリミテド[96]，昭和62年の小西六写真工業（コニカ），住友海上火災，平成元年の共和電業，パルコ，平成2年の日本

93) リスク・ディフェンス研究会［1995］，126頁。
94) 「社説」『日本経済新聞』平成4年10月24日朝刊。
95) 『日本経済新聞』平成4年10月28日夕刊。
96) 以下ノリタケと記する。ノリタケの利益供与事件で同社取締役が有罪判決を受けた後にあたる，昭和62

合成化学工業，平成3年の富山化学工業等の例がある。また本事例以後には平成5年にキリンビール，NTN，平成8年の高島屋の事例がある。このうちキリンビールの事例は摘発された供与額が平成5年だけでイトーヨーカ堂を上回る4,660万円にのぼったほか[97]，供与先の総会屋がイトーヨーカ堂と同一であったことから，イトーヨーカ堂事件の反省が生かされなかった事例として注目された[98]。ここでもイトーヨーカ堂同様，当初は裏金捻出のための経理操作などはなかったと説明されたが[99]，実際は工事発注や絵画購入に際して総務が代金を水増しして経理に請求するなどの方法が取られていたという[100]。また，建設会社との取引ではバックリベートの形で資金が簿外にプールされたともされ，これについては後に東京国税局から所得隠しとされて追徴課税されている[101]。

また，平成8年の高島屋の事例でもキリンビールの事例を大きく上回る8,000万円が暴力団関係者に供与された[102]。見舞金，慶弔金の支出の際に経理に余分に請求して供与資金を捻出していたほか[103]，直接に高島屋の銀行口座から資金を引き出し，その穴埋めに架空経費の計上も行われていたとされる[104]。また，子会社を通じて暴力団関係者企業へ工事発注なども行われていたとされる[105]。このように，高島屋の事例については，かなり大がかりな経理操作を伴っており，高島屋名義の銀行口座の支出が直接に不正支出に利用されるなどしている。

上記でわかるように，利益供与事例は，これを禁止した商法改正後も収まる様子はない。特に企業イメージを重要視する流通業などの企業は総会屋との関係を断絶しにくいと言われている。当然ながら，これを社会的に防止する効果的な方策が講じられるべきと考えられるが，利益供与事例が企業から資金が不正に提供されるものであるにもかかわらず，少なくとも我が国ではここまで特段の会計監査上の対処が行われてこなかったことにも留意しておきたい。「米国などのように社外役員を迎え，会計監査の主導権を持たせたら暴走はふせげたはず」というような，大手スーパー役員による監査への期待ともいうべき発言もあるが[106]，従来の利益供与事例では監査に対しての関心がまったくといってよいほどなかったというのが現実である。イトーヨーカ堂やキリンビールは，事件にもかかわらずその後も不祥事を防ぐ手段として監査役を

年1月末に提出された監査役による監査報告書（会計期間は昭和60年12月1日から昭和61年11月30日までの第105期）には，この有罪判決について言及があり，「無償の利益供与については，収支関係証憑の点検等により詳細調査してまいりましたが，本件は通常の監査資料では判明しないところで行われたため，発見することができなかったことについて深くお詫びいたします。今後は監査の方法を再検討し，このような事の再発を防ぐよう，全力を尽す所存であります。」との記載がある。監査役が通常の監査では発見できない不正であったとしてその責任を否定している反面，「お詫び」の文面もあり，また今後の監査方法の変更も示唆した，きわめて微妙な表現となっている。なお，それ以前の伊勢丹，大阪変圧器の利益供与事件にあっても，監査役が監査報告書に事件について言及している（「利益供与に関する監査報告書記載事例　伊勢丹監査役，支出額等を確認」『商事法務』第1034号，昭和60年2月25日，「大阪変圧器の利益供与の監査報告書記載例　監査役，供与額返還を確認」『商事法務』第1048号，昭和60年7月15日，「ノリタケ，監査役監査報告書に利益供与事件を記載」『商事法務』第1103号，昭和62年2月25日）。

97) 『日本経済新聞』平成5年12月21日夕刊。なお，累計では4億円を越す額が供与されたとされる。

98) 『日本経済新聞』平成5年7月15日朝刊，「ダイヤモンドレポート」『週刊ダイヤモンド』平成5年7月31日，8-10頁，「ビジネス・ウオッチャー」『週刊東洋経済』平成5年7月31日，128-129頁，

99) 『日本経済新聞』平成5年7月15日朝刊，『日経産業新聞』平成5年7月19日。

100) 『日本経済新聞』平成5年7月15日朝刊。

101) 『日本経済新聞』平成6年9月15日朝刊。

102) 『日本経済新聞』平成8年6月9日朝刊。現状では金額は確定しないものの，過去の供与額は数億円に上ると報じられている。

103) 「揺らぐ危機管理　高島屋事件の教訓(上)」『日本経済新聞』平成8年6月20日朝刊。

104) 『日本経済新聞』平成8年7月1日朝刊。

105) 『日本経済新聞』平成8年6月16日朝刊，『日本経済新聞』平成8年6月17日朝刊。

106) 「揺らぐ危機管理　高島屋事件の教訓(上)」『日本経済新聞』平成8年6月20日朝刊。

活用しようとしなかったとの指摘もある[107]。むしろ，我が国独特の不正事例ともいえるこの種の利益供与事例については，監査役，あるいは公認会計士といった，我が国の監査主体からの積極的取り組みが必要であろう。

［参考文献］

森實「リスク指向監査と監査のネットワーク化――アイペック粉飾決算事件の教訓――」『企業会計』第46巻第9号，1994年9月。

日本経済新聞社(編)『株主の反乱』日本経済新聞社，1993年3月。

日経ベンチャー（編）『ケース・スタディ　企業倒産』日本経済新聞社，1995年3月。

リスク・ディフェンス研究会『ファイル・企業責任事件 Vol.1』蝸牛社，1995年7月。

帝国データバンク情報部『会社はこうして潰れていく』中経出版，1994年11月。

鳥羽至英「アイペック倒産・粉飾事件――その意義と残された課題――」『監査役』第342号，1994年12月，4-32頁。

東京商工リサーチ情報本部(編)『潰れる会社の構造』日本実業出版社，1995年5月。

吉見宏「我が国における企業不正事例(3)」『経済学研究』(北海道大学)第45巻第4号，1996年3月，148-162頁(1996a)。

吉見宏「我が国における企業不正事例(4)」『経済学研究』(北海道大学）第46巻第1号，1996年6月，72-86頁(1996b)。

107)『日経産業新聞』平成5年8月24日。